

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

条 例

- 条例第25号 宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例
.....（議会事務局）…2

規 則

- 規則第31号 宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例施行規則（デジタル政策課）…2

告 示

- 告示第106号 市道路線の区域の変更.....（建設総務課）…8
○告示第107号 市道路線の供用の開始.....（建設総務課）…8

公 告

- 公告第70号 農用地利用集積等促進計画の認可
.....（農林茶業課）…8

教 育 委 員 会

- 規則第8号 宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則
の一部を改正する規則 9

公 営 企 業

- 公告第22号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定..... 9

条 例

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年9月15日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第25号

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例

宇治市議会委員会条例（昭和54年宇治市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「、9人」を「、8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

規 則

宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を、ここに公布する。

令和8年9月18日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第31号

宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成30年宇治市規則第65号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年宇治市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第1の規則で定める事務）

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年厚生省社会局長通知」という。）の定めるところにより生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定を準用して生活に困窮する外国人に対して実施する保護の措置に関する事務（以下「外国人生活保護関係事務」という。）であって、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定を準用して行う保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定を準用して行う保護の開始若しくは同条第9項の規定を準用して行う保護の変更に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定を準用して行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定を準用して行う職権による保護の変更に係る事務
- (4) 生活保護法第26条の規定を準用して行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第29条第1項の規定を準用して行う資料の提供等の求めに関する事務
- (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定を準用して行う就労自

立給付金の支給に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定を準用して行う進学・就職準備給付金の支給に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (8) 生活保護法第55条の8第1項の規定を準用して行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
- (9) 生活保護法第63条の規定を準用して行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (10) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定を準用して行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定を準用して行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 障害者自立支援医療特別対策事業に係る医療費（以下「特別対策事業に係る医療費」という。）の支給における受給資格の認定に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 特別対策事業に係る医療費の支給における受給資格の認定に係る変更申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 軽度又は中等度の難聴児に対する補聴器の購入又は修理に要する費用（以下「補聴器購入費等」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 重度の身体障害者等に対する住宅改修費に要する経費（以下「障害者に対する住宅改修費」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (3) 補助犬を使用して生活している障害者に対する補助犬の飼育費（以下「補助犬の飼育費」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (4) 補助犬の飼育費の助成の変更申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (5) 身体障害者手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は再交付の申請の際に要する医師の診断書料（以下「障害者手帳申請に係る診断書料」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (6) 福祉電話の貸与を受けた身体障害者に対する福祉電話の電話料金及び通話料（以下「福祉電話料」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (7) 重度聴覚障害者世帯に対するファックス又はファックス及びフラッシュベルの設置費用（以下「ファックス等設置費用」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (8) 外出が困難な心身障害者に対するタクシーの利用料金及び自動車の燃料費（以下「障害者に対するタクシー利用料及び燃料

費」という。)の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

- (9) 障害者施設等への通所者に対する通所に要する経費（以下「障害者施設等通所交通費」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号に掲げる意思疎通支援を行う者の派遣に係る聴覚障害者等に対する手話通訳者の派遣（以下「手話通訳者派遣」という。）の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号に掲げる意思疎通支援を行う者の派遣に係る聴覚障害者に対する要約筆記者の派遣（以下「要約筆記者派遣」という。）の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号に掲げる日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与（以下「障害者に対する日常生活用具の給付等」という。）の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第8号に掲げる移動支援事業（以下「障害者等移動支援事業」という。）に係る利用申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (5) 障害者等移動支援事業に係る更新申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (6) 障害者等移動支援事業に係る変更申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる地域活動支援センター等での創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業（以下「障害者地域活動支援センター事業」という。）に係る利用申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (8) 障害者地域活動支援センター事業に係る更新申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (9) 障害者地域活動支援センター事業に係る変更申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第5項の規定により行う居宅等への訪問により入浴サービスを提供する事業（以下「身体障害者訪問入浴サービス事業」という。）に係る利用申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (11) 身体障害者訪問入浴サービス事業に係る更新申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (12) 身体障害者訪問入浴サービス事業に係る変更申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律第77条第5項の規定により行う障害者等の日中における活動の場を確保するための事業（以下「障害者等日中一時支援事業」という。）に係る利用申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

- (14) 障害者等日中一時支援事業に係る更新申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (15) 障害者等日中一時支援事業に係る変更申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第5項の規定により行う障害者の自動車運転免許の取得に要する費用（以下「自動車運転免許取得教習費」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第5項の規定により行う身体障害者の自動車の改造に要する経費（以下「自動車改造費」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第5項の規定により行う重度身体障害者の緊急通報装置（以下「重度身体障害者緊急通報装置」という。）の貸与の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (19) 重度身体障害者緊急通報装置の貸与の変更申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) ひとり親家庭の親又は児童に対する高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座の受講に係る給付金（以下「受講給付金」という。）の対象講座の指定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 受講給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第5号に掲げる放課後児童健全育成事業の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 子ども・子育て支援法第59条第6号に掲げる子育て短期支援事業の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (3) 子ども・子育て支援法第59条第7号に掲げる乳児家庭全戸訪問事業の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (4) 子ども・子育て支援法第59条第8号に掲げる要保護児童等に対する支援に資する事業の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (5) 子ども・子育て支援法第59条第10号に掲げる一時預かり事業の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (6) 子ども・子育て支援法第59条第11号に掲げる病児保育事業の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、宇治市奨学資金貸与条例（平成17年宇治市条例第12号）による奨学資金の貸与の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 要介護認定又は要支援認定を受けていない高齢者に対する住宅改修に要する経費（以下「高齢者に対する住宅改修費」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 高齢者に対する家具等の転倒を防止する金具の購入に要する費用（以下「金具購入費」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (3) 一人暮らしの高齢者等に対する火災警報器（以下「火災警報器」という。）の給付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (4) 一人暮らしの高齢者等に対する日常生活用具の給付又は貸与（以下「高齢者に対する日常生活用具の給付等」という。）の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (5) 一人暮らしの高齢者又はこれに準ずる者に対し、緊急通報装置（以下「シルバーホン」という。）の設置の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 重度心身障害者に対する医療費の支給における受給資格の認定に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 重度心身障害者に対する医療費の支給における受給資格の認定に係る申請内容の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務
- (3) 一人親家庭に対する医療費の支給における受給資格の認定に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (4) 一人親家庭に対する医療費の支給における受給資格の認定に係る申請内容の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第12条 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 老人に対する医療費の支給における受給資格の認定に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 老人に対する医療費の支給における受給資格の認定に係る申請内容の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第13条 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給における受給資格の認定に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給における受給資格の認定の変更に関する事務

第14条 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 子育て支援医療費の支給における受給資格の認定に係る申請

の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

- (2) 子育て支援医療費の支給における受給資格の認定に係る申請内容の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第15条 条例別表第1の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 妊産婦の医療費助成における受給資格の認定に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 妊産婦の医療費助成における受給資格の認定に係る申請内容の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第16条 条例別表第1の15の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 予防接種に要する費用の助成における受給資格の認定に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 予防接種に要する費用の助成における受給資格の認定に係る申請内容の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第17条 条例別表第1の16の項の規則で定める事務は、国民健康保険の被保険者に対するがん検診等の費用の免除に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第18条 条例別表第1の17の項の規則で定める事務は、市営住宅への一時使用の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第19条 条例別表第1の18の項の規則で定める事務は、住登外者に係る宛名情報の登録又は変更に関する事務とする。

第20条 条例別表第1の19の項の規則で定める事務は、就学援助の支給における受給資格の認定に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第21条 条例別表第1の20の項の規則で定める事務は、住登外者に係る宛名情報の登録又は変更に関する事務とする。

（条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報）

第22条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める特定個人情報とする。

- (1) 外国人生活保護関係事務に係る生活保護法第19条第1項の規定を準用して行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
ア 昭和29年厚生省社会局長通知に基づき、生活保護法第6条第2項の規定を準用して要保護者とされる外国人又は同条第1項の規定を準用して被保護者とされた外国人（以下この号において「要保護者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給に関する情報

イ 要保護者等に係る失業等給付関係情報

ウ 要保護者等に係る職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報

エ 要保護者等に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

オ 要保護者等に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報

カ 要保護者等に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報

キ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は同法附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報

ク 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

ケ 要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報

コ 要保護者等に係る生活保護法第19条第1項に規定する保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項に規定する職権による保護の開始若しくは同条第2項に規定する職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学・就職準備給付金の支給に関する情報

サ 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

シ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

ス 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

セ 要保護者等に係る道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいう。）又は市町村民税（同法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。）に関する情報（以下「市町村民税関係情報」という。）

ソ 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

タ 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

チ 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給又は同法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報

ツ 要保護者等に係る年金給付関係情報

テ 要保護者等に係る特別障害給付金関係情報

ト 要保護者等に係る年金生活者支援給付金関係情報

ナ 要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の経費の支弁に関する情報

ニ 要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報

ヌ 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ネ 要保護者等に係る労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第2号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報

ノ 要保護者等に係る地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条の休業補償、同法第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金又は同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報

ハ 要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下このハにおいて「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下このハにおいて「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下このハにおいて「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報

ヒ 要保護者等に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

(2) 外国人生活保護関係事務に係る生活保護法第24条第1項の規定を準用して行う保護の開始又は同条第9項の規定を準用して行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 外国人生活保護関係事務に係る生活保護法第25条第1項の規定を準用して行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定を準用して行う職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 外国人生活保護関係事務に係る生活保護法第26条の規定を準用して行う保護の停止又は廃止に関する事務 第1号アからハまでに掲げる情報

(5) 外国人生活保護関係事務に係る生活保護法第63条の規定を準用して行う保護に要する費用の返還に関する事務 第1号アからハまでに掲げる情報

(6) 外国人生活保護関係事務に係る生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定を準用して行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定を準用して行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号アからハまでに掲げる情報

第23条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報、生活保護実施関係情報又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）とする。

第24条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に規定する申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報、生活保護実施関係情報又は住登外者宛名情報とする。

- (1) 特別対策事業に係る医療費の支給における受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 特別対策事業に係る医療費の支給における受給資格の認定に係る変更申請に係る事実についての審査に関する事務

第25条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める特定個人情報とする。

- (1) 補聴器購入費等の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は住登外者宛名情報
- (2) 障害者に対する住宅改修費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報、生活保護実施関係情報又は住登外者宛名情報
- (3) 補助犬の飼育費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報
- (4) 補助犬の飼育費の助成の変更申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報
- (5) 障害者手帳申請に係る診断書料の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者に係る住登外者宛名情報
- (6) 福祉電話料の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者に係る住登外者宛名情報
- (7) ファックス等設置費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者に係る住登外者宛名情報
- (8) 障害者に対するタクシー利用料及び燃料費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者に係る住登外者宛名情報
- (9) 障害者施設等通所交通費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者に係る住登外者宛名情報

第26条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める特定個人情報とする。

- (1) 手話通訳者派遣の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者に係る住登外者宛名情報
- (2) 要約筆記者派遣の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者に係る住登外者宛名情報
- (3) 障害者に対する日常生活用具の給付等の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報、生活保護実施関係情報又は住登外者宛名情報
- (4) 障害者等移動支援事業に係る利用申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯

に属する者に係る市町村民税関係情報、生活保護実施関係情報又は住登外者宛名情報

- (5) 障害者等移動支援事業に係る更新申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報
- (6) 障害者等移動支援事業に係る変更申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報
- (7) 障害者地域活動支援センター事業に係る利用申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報、生活保護実施関係情報又は住登外者宛名情報
- (8) 障害者地域活動支援センター事業に係る更新申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報
- (9) 障害者地域活動支援センター事業に係る変更申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報
- (10) 身体障害者訪問入浴サービス事業に係る利用申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報、生活保護実施関係情報又は住登外者宛名情報
- (11) 身体障害者訪問入浴サービス事業に係る更新申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報
- (12) 身体障害者訪問入浴サービス事業に係る変更申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報
- (13) 障害者等日中一時支援事業に係る利用申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報、生活保護実施関係情報又は住登外者宛名情報
- (14) 障害者等日中一時支援事業に係る更新申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報
- (15) 障害者等日中一時支援事業に係る変更申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報
- (16) 自動車運転免許取得教習費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は住登外者宛名情報
- (17) 自動車改造費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は住登外者宛名情報
- (18) 重度身体障害者緊急通報装置の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報
- (19) 重度身体障害者緊急通報装置の貸与の変更申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第27条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に規定する申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する情報とする。

- (1) 受講給付金の対象講座の指定の申請に係る事実についての審査に関する事務

- (2) 受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

第28条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に規定する申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報、生活保護実施関係情報又は住登外者宛名情報とする。

- (1) 子ども・子育て支援法第59条第5号に掲げる放課後児童健全育成事業の申請に係る事実についての審査に関する事務
(2) 子ども・子育て支援法第59条第6号に掲げる子育て短期支援事業の申請に係る事実についての審査に関する事務
(3) 子ども・子育て支援法第59条第7号に掲げる乳児家庭全戸訪問事業の申請に係る事実についての審査に関する事務
(4) 子ども・子育て支援法第59条第8号に掲げる要保護児童等に対する支援に資する事業の申請に係る事実についての審査に関する事務
(5) 子ども・子育て支援法第59条第10号に掲げる一時預かり事業に係る利用の申請に係る事実についての審査に関する事務
(6) 子ども・子育て支援法第59条第11号に掲げる病児保育事業に係る利用の申請又は利用料の扶助の申請に係る事実についての審査に関する事務

第29条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、宇治市奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請をした者と生計を同じくする者で、市長が定めるものに係る住登外者宛名情報とする。

第30条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ、当該各号に定める特定個人情報とする。

- (1) 高齢者に対する住宅改修費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者若しくはその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報若しくは生活保護実施関係情報又は当該申請をした者に係る要介護認定若しくは要支援認定に関する情報
(2) 金具購入費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は生活保護実施関係情報
(3) 火災警報器の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報、生活保護実施関係情報又は住登外者宛名情報
(4) 高齢者に対する日常生活用具の給付等の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報、生活保護実施関係情報又は住登外者宛名情報
(5) シルバーホンの設置の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第31条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に規定する申請若しくは届出をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者等の資格に関する情報（以下「医療保険被保険者等資格関係情報」という。）又は住登外者宛名情報とする。

- (1) 重度心身障害者に対する医療費の支給における受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
(2) 重度心身障害者に対する医療費の支給における受給資格の認

定の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

- (3) 一人親家庭に対する医療費の支給における受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

- (4) 一人親家庭に対する医療費の支給における受給資格の認定の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

第32条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に規定する申請若しくは届出をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る医療保険被保険者等資格関係情報又は住登外者宛名情報とする。

- (1) 老人に対する医療費の支給における受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

- (2) 老人に対する医療費の支給における受給資格の認定の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

第33条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に規定する申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る医療保険被保険者等資格関係情報又は住登外者宛名情報とする。

- (1) 重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給における受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

- (2) 重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給における受給資格の認定の変更に係る事実についての審査に関する事務

第34条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に規定する申請若しくは届出をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る医療保険被保険者等資格関係情報又は住登外者宛名情報とする。

- (1) 子育て支援医療費の支給における受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

- (2) 子育て支援医療費の支給における受給資格の認定に係る申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

第35条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に規定する申請若しくは届出をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報とする。

- (1) 妊産婦の医療費助成における受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

- (2) 妊産婦の医療費助成における受給資格の認定の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

第36条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に規定する申請又は届出をした者に係る住登外者宛名情報とする。

- (1) 予防接種に要する費用の助成における受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

- (2) 予防接種に要する費用の助成における受給資格の認定の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

第37条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、国民健康保険の被保険者に対するがん検診等の費用の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請をした者に係る住登外者宛名情報とする。

第38条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、市営住宅への一時使用の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報とする。

第39条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、住登外者に係る宛名情報の登録又は変更に関する事務とし、同項の規則

で定める情報は、当該登録又は変更をする者に係る市町村民税関係情報、児童手当等関係情報、介護保険等給付関係情報、障害者自立支援給付関係情報、療養介護等関係情報、障害児通所支援関係情報、養育医療給付等関係情報、生活保護実施関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、母子家庭等給付関係情報、母子生活支援施設保護関係情報、医療保険給付関係情報、福祉手当関係情報、年金給付関係情報、妊娠届出関係情報、予防接種実施関係情報、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査関係情報、がん検診等関係情報、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付関係情報、地域子ども・子育て支援事業実施関係情報、小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報、障害者給付等支援関係情報、障害者関係情報、子ども・子育て支援関係情報、奨学資金貸与関係情報、介護サービス関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者等医療費助成関係情報、老人に対する福祉医療費の助成に関する情報、こども医療費助成関係情報、市営住宅入居者関係情報又は就学援助関係情報とする。

第40条 条例別表第2の19の項の規則で定める情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表の各項の下欄に掲げる事務に係る住登外者宛名情報とする。

第41条 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、就学援助の支給における受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報とする。

第42条 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は、住登外者に係る宛名情報の登録又は変更に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該登録又は変更をする者に係る市町村民税関係情報、生活保護実施関係情報又は児童扶養手当関係情報とする。

（条例別表第3の規則で定める事務及び特定個人情報）
第43条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、住登外者に係る宛名情報の登録又は変更に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該登録又は変更をする者に係る住登外者宛名情報とする。

第44条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、就学援助の支給における受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報とする。

第45条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、住登外者に係る宛名情報の登録又は変更に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該登録又は変更をする者に係る住登外者宛名情報とする。

附 則

(揭示済)

告 示

宇治市告示第106号

市道路線の区域の変更について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。
その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧

に供します。
縦覧期間 令和8年10月16日から14日間
令和8年10月16日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
木幡1 16号線	木幡御蔵山39番地の352	前	5.9	14.9	
	木幡御蔵山39番地の353				
	木幡御蔵山39番地の352	後	6.0	14.9	
	木幡御蔵山39番地の353				
木幡2 46号線	木幡南端1番地の1(右)	前	1.8 ～2.8	113.1	
	木幡南山13番地の79				
	木幡南端1番地の1(右)	後	1.7 ～3.2	113.1	
	木幡南山13番地の79				

宇治市告示第107号

市道路線の供用の開始について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。
その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年10月16日から14日間
令和8年10月16日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
木幡116号線	木幡御蔵山39番地の352 木幡御蔵山39番地の353	令和8年10月16日
木幡246号線	木幡南端1番地の1（右） 木幡南山13番地の79	令和8年10月16日

公 告

宇治市公告第70号

農用地利用集積等促進計画の認可について
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年10月1日
宇治市長 松村 淳子

1 農用地利用集積等促進計画の概要		
（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）		
申請年度	申請番号	権利の設定をする土地
令和8年度	第13号	宇治市小倉町新田島126
令和8年度	第14号	宇治市五ヶ庄戸ノ内42-1

2 認可した日

令和8年10月1日

(揭示済)

教育委員会

宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年9月25日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

宇治市教育委員会規則第8号

宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和58年宇治市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで

第3条第5号中「12月24日」を「12月25日」に改める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第22号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和8年9月25日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和8年10月16日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第555号 MED Communication
s 西日本株式会社